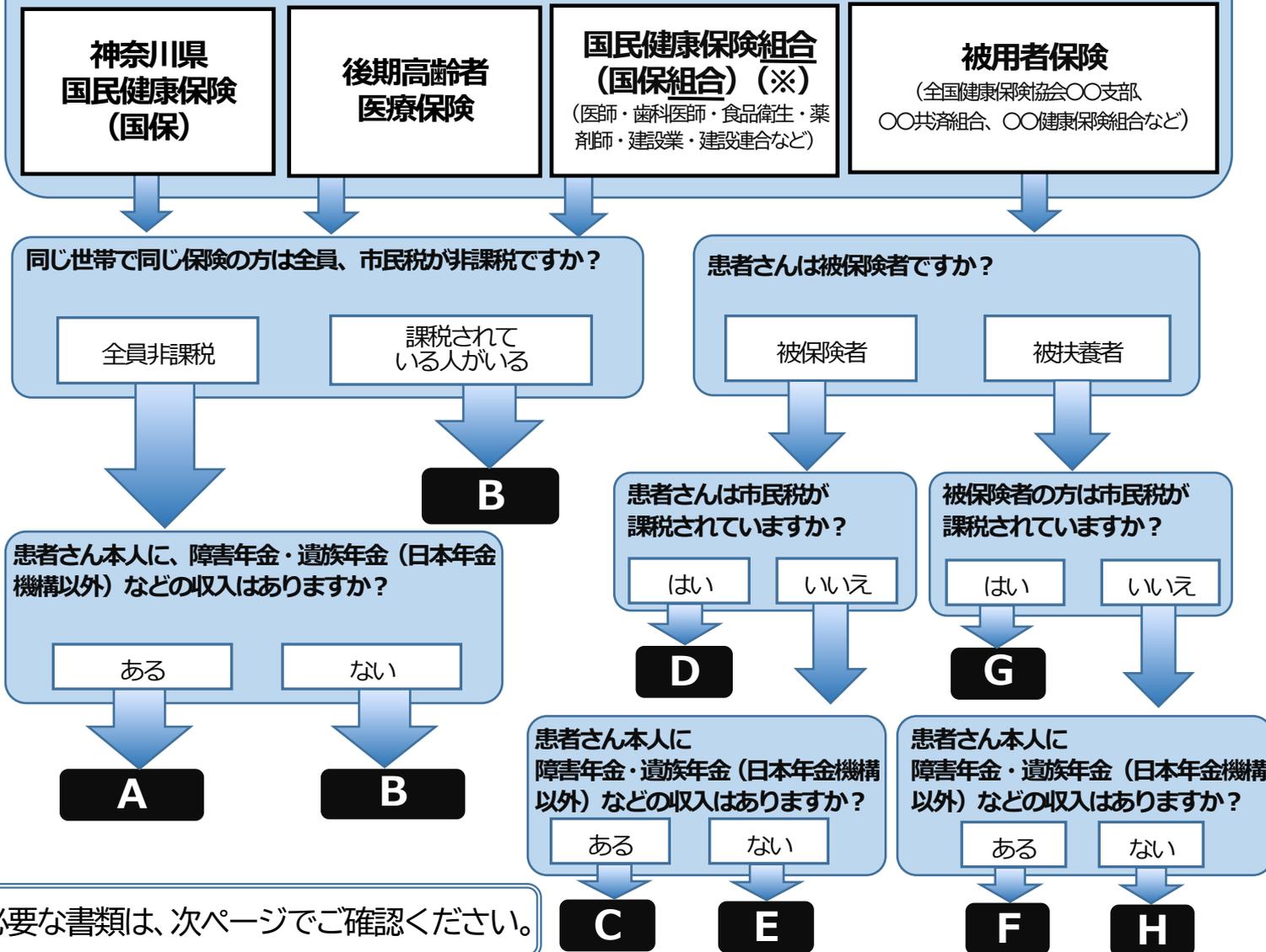


必要書類 確認チャート

次のチャートで、健康保険証 及び 年金等証明書・課税証明書等の必要な書類をご確認ください。

患者さんはどの健康保険証をお持ちですか？

国民健康保険制度には、都道府県が保険者となる「国民健康保険」と、業種ごとに組織される「国民健康保険組合」がありますので、選択の際はご注意ください。



必要な書類は、次ページでご確認ください。

課税証明書等の取得に関するご注意

- ・その年の1月1日時点の住所地の市町村役場の税務担当課で取得できます(取得先が横浜市の場合、各区役所の税務課または行政サービスコーナーで取得できます)。(例:令和7年度税証明は、令和7年1月1日時点の住所地で取得)
- ・課税証明書のコピー、非課税証明書のコピー、税額通知書(市民税・県民税 税額決定・納税通知書(普通徴収)や市民税・県民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収))及び源泉徴収票等では代用できません。
- ・被保険者が横浜市外にお住まいの場合、課税証明書を提出いただくことがあります。
- ・加入している健康保険の保険者からの要請により、上記の表に関わらず課税証明書または非課税証明書の提出を求められる場合があります。その際は、市役所から連絡しますので、ご協力をお願いします。

年金等の収入額が分かるもののコピー

- ・患者さんの日本年金機構以外の障害年金、遺族年金、その他の給付金の受給額がわかるもののコピーを御提出ください。
- ・その他の給付金とは、労働者災害補償保険法に基づく「障害補償給付」・「障害給付」、国家公務員災害補償法に基づく「障害補償」、地方公務員災害補償法に基づく「障害補償」及び司法法に基づく条例の規定に基づく補償で「障害を支給事由とするもの」、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別児童扶養手当」・「障害児福祉手当」・「特別障害者手当」並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「福祉手当」をさします。

確認チャート結果	必要な書類(健康保険証/年金等証明書類・課税証明書等)	
A	健康保険証	・同じ世帯で同じ健康保険に加入している方全員分の保険証のコピー
	年金・課税	・年金等の収入額(※1)が分かるもののコピー
B	健康保険証	・同じ世帯で同じ健康保険に加入している方全員分の保険証のコピー
	年金・課税	(必要ありません)
C	健康保険証	・患者さん(被保険者)本人の分の保険証のコピー
	年金・課税	・患者さん本人の非課税証明書(原本)(※2) ・年金等の収入額(※1)が分かるもののコピー
D	健康保険証	・患者さん(被保険者)本人の分の保険証のコピー
	年金・課税	(必要ありません)
E	健康保険証	・患者さん(被保険者)本人の分の保険証のコピー
	年金・課税	・患者さん本人の非課税証明書(原本)(※2)
F	健康保険証	・患者さんと被保険者の分の保険証のコピー(患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の保険証のコピーのみで可)
	年金・課税	・被保険者の非課税証明書(原本)(※2) ・年金等の収入額(※1)が分かるもののコピー
G	健康保険証	・患者さんと被保険者の分の保険証のコピー(患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の保険証のコピーのみで可)
	年金・課税	(必要ありません)
H	健康保険証	・患者さんと被保険者の分の保険証のコピー(患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の保険証のコピーのみで可)
	年金・課税	・被保険者の非課税証明書(原本)(※2)

(※1) 年金等の収入額については、新規申請を行う月によってどの年の分を提出していただくかが異なります。
詳細は15ページをご確認ください。

(※2) 非課税証明書については、新規申請を行う月によってどの年度の分を提出していただくかが異なります。
詳細は14ページをご確認ください。

以下の国保組合に加入されている方は税証明が必要です。

- 東京建設業国民健康保険組合
- 全国建設工事業国民健康保険組合
- 神奈川県建設業国民健康保険組合
- 東京芸能人国民健康保険組合
- 文芸美術国民健康保険組合

上記以外の保険に加入されている方でも、税証明の提出を求められることがあります。

課税証明書・非課税証明書について

必要書類確認チャートC・E・F・Hに該当する方は、横浜市から加入している健康保険の保険者に証明の原本を添付して、高額療養費の適用区分を照会するために必要となります。

そのほかに、必要年度の前年の所得が未申告で、必要年度の市民税額が未確定の場合、上記とは別に横浜市が追加で提出を依頼することがあります。(市民税額を基に指定難病の自己負担上限額を算定するため)

- ・患者さんが加入している健康保険の種類により、提出していただく対象者が異なります。必要書類確認チャートでご確認ください。
- ・課税証明書・非課税証明書の必要年度は、下表でご確認ください。

支給認定申請の受付日 (申請書類受理日)	課税証明書等の年度	取得先
令和7年4月1日～ 令和7年6月30日	令和6年度 課税証明書(非課税証明書)	令和6年1月1日時点の 住所地の市町村役場の税務担当課(※)
令和7年7月1日～ 令和8年6月30日	令和7年度 課税証明書(非課税証明書)	令和7年1月1日時点の 住所地の市町村役場の税務担当課(※)

※横浜市で税額決定している場合、各区役所の税務課または行政サービスコーナーで取得できます。毎年6月頃から、各市町村の税務担当課窓口で当年度の課税証明書・非課税証明書を取得できるようになりますが、6月1日から6月30日までに新規申請をされる場合は、前年度の課税証明書・非課税証明書が必要となりますので、特にご注意ください。

【例】令和7年6月15日に新規申請をする場合

→ 令和6年度(令和5年分の合計所得が記載された)課税証明書・非課税証明書を提出してください。

なお、課税証明書・非課税証明書は、医療保険の保険者に提出するため、各市町村の税務担当課窓口で取得した原本が必要です。

課税証明書・非課税証明書のコピー、税額通知書(市民税・県民税 税額決定・納税通知書(普通徴収)や市民税・県民税 特別徴収税額通知書(特別徴収))、及び、源泉徴収票等では受付できませんのでご注意ください。(一部国民健康保険組合を除く)

障害基礎年金・遺族年金・その他の給付金にかかる証明書類について

必要書類確認チャートA・C・Fに該当し、前年中に下表の年金給付金等を受給していた場合、追加で下記の必要書類を提出してください。申請書記入時（裏面）には、年金給付金の制度種類→障害年金/遺族年金/その他の給付金のいずれかに○をつけ、支給機関に機関名を記入してください。
日本年金機構以外の年金等を受給されている方のみ証明書類の提出が必要です。

支給認定申請の受付日 (申請書類受理日)	年金証明書類の年度
令和7年4月1日～ 令和7年6月30日	令和5年1月～12月の年金収入が分かる証明書類
令和7年7月1日～ 令和8年6月30日	令和6年1月～12月の年金収入が分かる証明書類

年金給付金等の種類	必要書類
船員保険法に基づく「障害年金」、「障害手当金」と法改正前の船員保険法に基づく「障害年金」	受給金額がわかる年金振込通知書、年金額改定通知書、支給額変更通知書、年金証書のうち いずれかひとつのコピー
国家公務員共済組合法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の国家公務員等共済組合法に基づく「障害年金」	
地方公務員等共済組合法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の地方公務員等共済組合法に基づく「障害年金」	
私立学校教職員共済法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく「障害年金」	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち「障害共済年金」、同条第六項に規定する移行農林年金のうち「障害年金」及び同法附則第二十五条第四項に規定する「特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの」	
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく「特別障害給付金」	
労働者災害補償保険法に基づく「障害補償給付」、「障害給付」	受給金額がわかる当該給付金に関する振込通知書のコピー
国家公務員災害補償法に基づく「障害補償」	
地方公務員災害補償法に基づく「障害補償」及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で「障害を支給事由とするもの」	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「福祉手当」	